

那覇市公報

号外第 6 6 1 号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こども課）…………… 1082
- 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例（消防本部総務課）…………… 1084
- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）…………… 1088
- 那覇市土地開発基金条例の一部を改正する条例（財政課）…………… 1089
- 那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（病院医事課）・ 1091
- 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）……… 1092

◇規 則

- 那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 1094

◇訓 令

- 那覇市政策推進会議規程の一部を改正する訓令（なは未来室）…………… 1096

条 例

那覇市条例第65号

平成17年12月26日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例（1964年那覇市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、那覇市小禄保育所の項及び那覇市与儀南保育所の項を削る。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

那覇市条例第66号

平成17年12月26日

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例（1972年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

名称	位 置	管 轄 区 域
		字赤嶺 赤嶺1丁目 赤嶺2丁目 曙1丁目 曙2丁目 曙3丁目 安里1丁目 安里2丁目 旭町 字安次嶺 字安謝 安謝1丁目 安謝2丁目 字天久 天久1丁目 天久2丁目 泉崎1丁目 泉崎2丁目 字上之屋 字宇栄原 宇栄原1丁目 宇栄原2丁目 宇栄原3丁目 奥武山町 字大嶺 字小禄 小禄1丁目 小禄2丁目 小禄3丁目 小禄4丁目 小禄5丁目 字鏡水 垣花町 垣花町1丁目 垣花町2丁目 垣花町3丁目 金城1丁目 金城2丁目 金城3丁目 金城4丁目 金城5丁目 鏡原町

那 霸 市 西 消 防 署	那霸市東町26 番12号	字具志 具志 1 丁目 具志 2 丁目 具志 3 丁目 久米 1 丁目 久米 2 丁目 久茂地 1 丁目 久茂地 2 丁目 久茂地 3 丁目 字古波蔵の一部 住吉町 1 丁目 住吉町 2 丁目 住吉町 3 丁目 字楚辺 楚辺 1 丁目 楚辺 2 丁目 字高良 高良 1 丁目 高良 2 丁目 高良 3 丁目 字田原 田原 1 丁目 田原 2 丁目 田原 3 丁目 田 原 4 丁目 通堂町 辻 1 丁目 辻 2 丁目 辻 3 丁目 字壺川 壺川 1 丁目 壺川 2 丁目 壺川 3 丁目 壺屋 1 丁目 字当間 泊 3 丁目 西 1 丁目 西 2 丁目 西 3 丁目 字二中前 東町 樋川 1 丁目 樋川 2 丁目 前島 1 丁目 前島 2 丁目 前島 3 丁目 牧志 1 丁目 牧志 2 丁目 牧志 3 丁目 松尾 1 丁目 松尾 2 丁目 松山 1 丁目 松山 2 丁目 港町 1 丁目 港町 2 丁目 港町 3 丁目 港町 4 丁目 字宮城 宮城 1 丁目 山下町 若狭 1 丁目 若狭 2 丁目 若狭 3 丁目
		字安里 安里 3 丁目 上之屋 1 丁目

那 覇 市 中 央 消 防 署		字上間 上間1丁目 おもろまち1丁目 おもろまち2丁目 おもろまち 3丁目 おもろまち4丁目 字国場 字古波蔵の一部 古波蔵2丁目 古波蔵3丁目 古 波蔵4丁目 字識名 識名1丁目 識名2丁目 識名3丁目 識 名4丁目 首里赤田町1丁目 首里赤田町2丁目 首里赤田町 3丁目 首里赤平町1丁目 首里赤平町2丁目 首里池端町 首里石嶺町1丁目 首里石嶺町2丁目 首里石嶺町 3丁目 首里石嶺町4丁目 首里大名町1丁目 首里大名町2丁目 首里大名町 3丁目 首里大中町1丁目 首里大中町2丁目 首里儀保町1丁目 首里儀保町2丁目 首里儀保町 3丁目 首里儀保町4丁目 首里金城町1丁目 首里金城町2丁目 首里金城町 3丁目 首里金城町4丁目 首里久場川町1丁目 首里久場川町2丁目 首里崎山町1丁目 首里崎山町2丁目 首里崎山町 3丁目 首里崎山町4丁目 首里寒川町1丁目 首里寒川町2丁目 首里末吉町1丁目 首里末吉町2丁目 首里末吉町 3丁目 首里末吉町4丁目 首里平良町1丁目 首里平良町2丁目 首里汀良町1丁目 首里汀良町2丁目 首里汀良町
	那覇市銘苅2 丁目3番8号	

	3丁目 首里当蔵町1丁目 首里当蔵町2丁目 首里当蔵町3丁目 首里桃原町1丁目 首里桃原町2丁目 首里鳥堀町1丁目 首里鳥堀町2丁目 首里鳥堀町3丁目 首里鳥堀町4丁目 首里鳥堀町5丁目 首里真和志町1丁目 首里真和志町2丁目 首里山川町1丁目 首里山川町2丁目 首里山川町3丁目 字大道 壺屋2丁目 泊1丁目 泊2丁目 字仲井真 長田1丁目 長田2丁目 繁多川1丁目 繁多川2丁目 繁多川3丁目 繁多川4丁目 繁多川5丁目 字古島 古島1丁目 古島2丁目 字真嘉比 真嘉比2丁目 真嘉比3丁目 字真地 字松川 松川1丁目 松川2丁目 松川3丁目 松島1丁目 松島2丁目 三原1丁目 三原2丁目 三原3丁目 字銘苅 銘苅1丁目 銘苅2丁目 銘苅3丁目 字与儀 与儀1丁目 与儀2丁目 字寄宮 寄宮1丁目 寄宮2丁目 寄宮3丁目
--	--

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市条例第67号

平成17年12月26日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例（1972年那覇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「、石綿」を削り、「遮^{しゃ}熱材料」を「遮熱材料」に改める。

第4章の章名中「基準」を「基準等」に改める。

第4章第1節の節名中「基準」を「技術上の基準等」に改める。

第4章第2節の節名中「基準」を「技術上の基準等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第68号

平成17年12月26日

那覇市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市土地開発基金条例の一部を改正する条例

那覇市土地開発基金条例（昭和49年那覇市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「16億6,311万1,000円」を「3億2,921万1,000円」に改める。

第7条を次のように改める。

（処分）

第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その一部を処分することができる。

- (1) 那覇市土地開発公社が保有する土地を取得するための経費に充てるとき。
- (2) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、大規模建設事業の経費又は大規模な建設事業に必要な資金を積み立てるための基金の財源に充てるとき。

付 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

那覇市条例第69号

平成17年12月26日

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

那覇市立病院使用料及び手数料条例（平成14年那覇市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「			を		
外来透析受診者食事料	1食につき	600円以下で管理者が定める額	」		
「			に		
外来透析受診者食事料	1食につき	600円以下で管理者が定める額	」		
初診時特定療養費	1件につき	2,000円			

改め、同表備考 1 中「15パーセント」と」の次に「、「2,000円」とあるのは「1,905円」と」を加え、同表備考に次のように加える。

- 3 初診時特定療養費は、他の保険医療機関等からの文書による紹介のない者（緊急その他やむを得ない事情により文書による紹介のない者で管理者が定めるものを除く。）が診療を受ける場合の初回の診療について適用する。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第70号

平成17年12月26日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例（昭和47年那覇市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第16条中「（法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第71号

平成17年12月26日

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則（昭和47年那覇市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号」を「那覇市税条例施行規則（昭和48年那覇市規則第8号）第2条第3号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 世帯合計所得金額の見込額 同一世帯に属する被保険者のそれぞれの合計所得金額の見込額（那覇市税条例施行規則第2条第4号に規定する合計所得金額の見込額をいう。）の合算額をいう。

第3条第1号ア中「600万円以下で」を「1,000万円以下で」に改め、同号アの表を次のように改める。

	軽減又は免除の割合	
損害の程度 前年中の 世帯合計所得金額	10分の3以上10分の5 未満の場合	10分の5以上の場合
500万円以下の場合	2分の1	免除
500万円を超え750万円 以下の場合	4分の1	2分の1
750万円を超え1,000万 円以下の場合	8分の1	4分の1

第3条第1号イ中「600万円以下で」を「1,000万円以下で」に改め、同号イの表を次のように改める。

前年中の世帯合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下の場合	免除
300万円を超え400万円以下の場合	10分の8
400万円を超え550万円以下の場合	10分の6
550万円を超え750万円以下の場合	10分の4
750万円を超え1,000万円以下の場合	10分の2

第3条第2号ア中「義務教育終了前の児童」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に、「次の区分により」を「、所得割額に次の式により算定した数（小数点以下第2位未満は、切り捨てる。）を乗じて得た額を」に改め、同号アの表を削り、同号アに次の式を加える。

$$1 - \frac{\text{当該年中の世帯合計所得金額の見込額}}{\text{前年中の世帯合計所得金額}}$$

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市国民健康保険税条例施行規則第3条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

訓 令

那覇市訓令第11号

平成17年12月26日

那覇市政策推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市政策推進会議規程の一部を改正する訓令

那覇市政策推進会議規程（平成15年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政策調整監、副議長に市長公室長」を「市長公室長、副議長に経営企画部副部長」に、「政策調整監、市長公室長」を「市長公室長」に改め、同条第2項中「政策調整監及び」を削る。

第5条第1項中「毎週」を「毎月第1及び第3」に、「午後1時15分」を「午後1時30分」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「分会」を「部会」に改め、同条第2項中「分会長」を「部会長」に改め、同条第3項中「分会長は、分会」を「部会長は、部会」に改める。

第7条中「分会長」を「部会長」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年1月16日から施行する。